

令和7年第8回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日(月)午後1時30分から2時5分

2. 開催場所 安芸市役所 2階 会議室

3. 出席農業委員(12人)

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
会長職務代理者	3 番	樋口なぎさ
	4 番	西岡 秀輝
	6 番	栗山 浩和
	8 番	有澤 節子
	9 番	福本 隆憲
	10 番	公文 啓子
	11 番	千光士伊勢男
	12 番	小松 昭則
	13 番	小松 豊喜
	14 番	小松 昌平

4. 出席農地利用最適化推進委員(4人)

井ノ口	西岡	大作
畑山	小松	光正
穴内	長野	榮徳
赤野	小松	幸宏

5. 傍聴者 なし

6. 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3届出について

議案第2号 農地法第3条許可申請について

議案第3号 農地利用集積等促進計画の公告について

(一括契約)

議案第4号 非農地証明について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮一仁
事務局次長兼振興係長	小松重矢
事務局農地係長	弘井恭介

8. 会議の概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出欠状況を報告します。
委員数13人、欠席1人、出席数12人でございます。
欠席委員の5番の川島一義委員から、所用のため欠席の届出が、4番西岡秀輝委員から遅参の届出が、それぞれあっております。
次に、事務の概要報告をいたします。
20日、市役所で開催されました担い手支援協議会幹事会に小松次長が出席しました。
翌日、21日に開催されました農業者年金加入推進特別研修会に、大久保委員、樋口委員、公文啓子委員および小松次長が出席しました。この会議につきましては、オンライン開催でしたので市役所の会議室のほうで受講した形になっております。
また、明日26日に高知市で開催されます第113回常設審議委員会に弘井係長が出席する予定となっております。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 はい、「異議なし」と認めます。
よって、本定例会の日程は本日1日と決定いたします。
会議規則第21条第2項の規定により議事録署名委員に、栗山浩和委員及び有澤節子委員を指名いたします。

議長 それでは、『報告第1号、農地法第3条の3届出』について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書1ページをお開きください。

(小松) 報告第1号 農地法第3条の3届出についてです。

今回は、10 件の届出が出ています。

届出番号 1 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり安芸ノ川ほかの 16 筆で、面積は合計 2020.91 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。次に、届出番号 2 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内の 2 筆で、面積は 2 筆合計 837 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号 3 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり東浜ほかの合計 6 筆で、面積は合計で 5,333 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号 4 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり尾川の合計 41 筆で、面積は合計 25626.91 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号 5 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の 21 筆で、面積は合計 13,211 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号 6 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり入河内の 13 筆で、面積は合計 4,308 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号 7 番と届出番号 8 番です。

相続人が同一の持ち分移転ですので、合わせて説明いたします。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の 1 筆で、面積は 614 m²です。相続により所有権が移転となったもので、こちらあっせんの希望がありましたので、地元委員に農地の情報を提供する予定をしています。

届出番号 9 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北ほかの 13 筆で、面積は合計 11191.61 m²です。相続により所有権が移転となったもので、こちらあっせんの希望がありましたので、地元委員に農地の情報提供する予定をしています。

届出番号 10 番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の 2 筆で、面積は合計 188 m²です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

説明は以上です。

議長 ただいまの報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出について、質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

議長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局
(小松) 議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請について説明いたします。議案書は 9 ページからとなります。今回は 7 件の申請がありました。

最初に、申請番号 4 番及び申請番号 5 番の現地確認委員の記載に誤りがありましたので、すみませんが訂正をお願いします。栃ノ木の案件でしたので、大久保暢夫委員と西岡大作委員ではなく、正しくは小松豊喜委員と小松光正委員に行っていました。申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

それでは、申請番号 1 番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の 1 筆で、面積は 78 m²です。

売買による所有権移転の申請で、果樹や野菜の栽培を予定しております。所在地は、11 ページに地図を掲載しております。高台寺集会所の北東方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A 3 の農地法第 3 条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は 2 名で夫婦の共有地にする予定であり、団体職員と公務員の夫婦ですが、この申請地の西側の宅地に新居を建築予定であり、既に果樹が植わっている今回の申請地を買い受け、家庭菜園として維持管理しながら、空いたスペースには野菜も栽培するという予定になって

おります。2人とも農業の経験はないですが、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、従事する予定者、年間50日が2名となっておりますが、申請地の規模等から農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には果樹や野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

現地につきましては、8月13日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号2番及び申請番号3番です。譲受人が同一ですので、併せて説明します。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の2筆及び1筆で、面積はそれぞれ、991㎡と671㎡です。

売買による所有権移転の申請で、それぞれ文旦と梨の栽培を予定しております。所在地につきましては、12ページに地図がございます。井ノ口山田地区にある農地2か所です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は7年ほど農業を営んでおり、今回の申請地では既に植わっている文旦と梨を引き続き栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありませ

ん。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 300 日が 1 名と 20 日が 1 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には文旦と梨の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、8 月 13 日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

申請番号 4 番及び申請番号 5 番です。譲受人が同一ですので、併せて説明します。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり栃ノ木の 2 筆及び 1 筆で、面積は 706 m²と 200 m²です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの栽培を予定しております。

所在地につきましては、13 ページに地図がございます。栃ノ木橋の北西方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第 3 条第 2 項各号の判断につきましては、A3 の農地法第 3 条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズを 14,462 m²栽培し農業を営んでおり、今回の申請地でもユズを栽培する予定であり、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間 310 日が 1 名と 100 日が 3 名となっており、農作業を行う必要がある日数に足ると見込まれます。

転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの栽培が予定されてお

り、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

現地につきましては、8月7日に小松豊喜委員、小松光正委員に確認いただきました。すみませんが、こちら、議案書の現地確認委員のところの訂正をお願いいたします。

次に、申請番号6番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の5筆で、面積は合計2,723㎡です。

贈与による所有権移転の申請で、シシトウや野菜の栽培を予定しております。所在地は、14ページに地図を掲載しております。天神防橋の北側にある農地です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はこれまで親の元で14年ほど農業に従事しており、高齢で耕作困難になってきた親から今回の申請地を譲り受けるものです。申請地にはシシトウや野菜の栽培が予定されており、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間300日が1名となっております。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはシシトウや野菜の栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

現地につきましては、8月12日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

次に、申請番号7番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北の1筆で、面積は1,674㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ナスの栽培を予定しております。所在地は、15ページに地図を掲載しております。安芸自動車学校の北側にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。写真から分かりますように、農地に対してハウスがだいぶ引いた位置に建っておりますが、空いているスペースではブドウや野菜を追加して栽培する計画になっています。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明いたします。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は今回の申請地に利用権の設定により借り受け、ナスを栽培しておりますが、今回売買の話がまとまったことにより申請がありました。申請地には引き続きナスの栽培が予定されており、農作業に従事する家族等の状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、農業に従事する予定者、年間300日が2名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上要件を満たすと見込まれます。

転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはナスの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

現地につきましては、8月12日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長

現地確認委員の報告を、①②③を大久保暢夫委員、④⑤を小松豊喜委員、⑥⑦を

樋口なぎさ委員、お願いします。

大久保委員 ①②③です。8月13日に現地を確認してきました。先ほどの説明通りです。

豊喜委員 ④⑤です。8月7日に現地を確認してきました。報告のとおりです。

樋口委員 ⑥⑦です。12日に現地を見てまいりました。先ほどの報告に間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
別に無いようですので、採決をいたします。
議案第2号、農地法第3条許可申については、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 (小松) 議案第3号 農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約) 説明します。議案書は16ページからになります。
これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)となります。今回、5件の提出がありました。
申請番号1番と申請番号2番 借受人が同一ですので併せて説明いたします。
貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載のとおり、申請地も記載どおりそれぞれ赤野の1筆で、それぞれが隣接地になっております。地目は田で、面積は1,186㎡と1,001㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は10年間で、賃借料はそれぞれ10万円の条件で新規設定する計画です。
現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、18ページに地図がございます。東赤野集落の東方向にある農地です。
各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、8月6日に、栗山浩和委員、小松幸宏委員に確認していただきました。

申請番号3番と申請番号4番です。借受人が同一ですので併せて説明します。貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり穴内の1筆で、こちらも隣接地、それぞれ隣接地になっております。地目は田で、面積はそれぞれ671㎡と535㎡です。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は15年間で、賃借料は無償の使用貸借権の条件で新規設定の計画です。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、19ページに地図がございます。穴内公民館の西方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、8月8日に、小松昭則委員、長野榮徳委員に確認していただきました。

申請番号5番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の1筆で地目は田、面積は720㎡です。こちら、井ノ口乙の4004番の土地は、4,655㎡あるのですが、そのうちの一部、720㎡分だけを利用権設定するものとなっております。作物は、借受人がナスを栽培する予定をしており、賃借期間は2年間で、無償の使用貸借権の設定で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、20ページに地図がございます。井ノ口保育所の東方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、8月13日に、大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を申請番号①②を小松幸宏委員、③④を長野榮徳委員、⑤を西岡大作委員、お願いします。

幸宏委員 申請①②です。確認の内容につきましては、先ほど事務局のほうから説明があったとおりです。

長野委員 申請番号③④です。先ほどの事務局の報告に間違いありません。

西岡委員 申請番号⑤です。8月13日に現地を確認しました。事務局の説明のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

別に意見はないようですので、採決いたします。

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)については、申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、議案第 4 号非農地証明願についてを議題とし事務局が説明します。

事務局 議案第 4 号 非農地証明願について説明いたします。

(弘井) 議案書は 21 ページです。今回は 3 件の申請が出ております。

それでは、申請番号 1 番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記地目は田、面積は 317 m²となっております。

所在地の地図は 22 ページに掲載しております。港町二丁目にある矢ノ丸保育園の東にある土地で、現在は住宅が建っております。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地は、昭和 39 年頃、当時の所有者である申請人の父親が住宅を建築し、残りの土地につきましては、駐車場及び宅地の庭として利用し、現在に至っております。現地の状況及び、安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、8 月 8 日に川島一義委員、公文啓子委員に確認していただいております。

次に、申請番号 2 番、申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は畑で、面積は 177 m²となっております。

所在地の地図は 23 ページに掲載しております。川北内原野地区にあると土地となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

現地は、平成 18 年に、現在の所有者が車庫兼倉庫を建築し、現在に至っております。現地の状況及び名寄帳を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である 15 年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、8 月 12 日に樋口なぎさ委員、西岡秀輝委員、中平秀一委

員に確認していただいております。

次に、申請番号3番です。申請人、申請地は議案書に記載のとおり。登記簿地目は田で、面積は4筆合計で1,274㎡となっております。

所在地の地図は24ページに掲載しております。井ノ口駐在所から北に行ったところにある農地です。現地の写真をお配りいたしますのでご確認ください。

現地についてですが、現況進入路部分につきましては、昭和50年にこの奥にある宅地に住宅を建築した際に、コンクリート舗装し利用しております。また、宅地部分につきましては、昭和61年に事務所及び倉庫を建築し、現在に至っております。現地の状況及び名寄帳、そして航空写真を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断しております。

現地につきましては、8月13日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただいております。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①を公文啓子委員、②を西岡秀輝委員、③を西岡大作委員、お願いします。

公文委員 8月8日に現地を確認しました。先ほどの説明のとおりです。

秀輝委員 ②番です。さっきの説明のとおりです。

大作委員 ③番です。8月13日に現地を確認しました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長 別になければ、採決いたします。
議案第4号 非農地証明願について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
議案第4号非農地証明願については、原案どおり決定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
 それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局 来月 9 月の定例会は、9 月 25 日木曜日の予定となっておりますので、ご参加の
 ほうよろしく申し上げます。
 以上です。

議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了いたしました。

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 9 月 25 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員